高齢社会白書の刊行に当たって

内閣府特命担当大臣

岸田文雄

我が国では世界に例のない早いスピードで高齢化が進み、平成19年には高齢化率が初めて21％を超え、５人に１人が高齢者という、他のどの国も経験したことのない「前例のない高齢社会」を迎えました。今後も、一層の高齢化が進行し、50年後には2.5人に１人が高齢者となることが予想されています。

政府は、国民の一人ひとりが長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会の確立を目指し、高齢社会対策大綱に基づき、各種施策を総合的に推進しております。

本白書は、高齢社会対策基本法に基づき、我が国の高齢化の状況を示し、その要因や影響などについて分析するとともに、平成19年度に政府が講じた高齢社会対策の実施状況と、平成20年度に講じようとする高齢社会対策について記述しております。

例えば、平成19年度については、労働者の募集・採用における年齢制限を原則として禁止する雇用対策法の改正や、高度化・多様化する福祉ニーズに適切に対応できる人材を確保・養成するための社会福祉士及び介護福祉士法の改正などを記述しています。

今回の白書では、トピックとして「高齢社会における仕事と生活の調和」を取り上げています。我が国では、就労や社会参加に意欲や能力のある高齢者が増えてきている一方、「高齢者は支えられるものである」というイメージが依然としてあることから、意欲ある高齢者の活力や能力が十分に活用されていない状況にあります。他方、若い世代に目を向けると、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られ、健康づくりや自己啓発の時間がとれず、高齢期に向けた必要な備えができていない状況も見られます。また、労働力人口が今後減少していく中、我が国社会が持続的に発展していくためにも、社会全体として女性や高齢者の就業参加は不可欠です。こうした状況において、高齢者や若い世代がともに、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても、自らのライフステージに応じて多様な生き方が選択できる社会を実現する必要があると考えております。

本白書が、国民の皆様に広く活用され、高齢社会対策に対する理解と関心が一層深まるとともに、「前例のない高齢社会」を長い生涯のすべてのステージで生きがいを持って活躍できる社会としていくための取組について、高齢者を始め国民一人ひとりが考える上での一助となれば幸いです。

平成20年５月